23. 休日 平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、 平成19年12月から小児初期救急医療対策として平日準夜間小児初期救急診療事業を開始し、令和元年10 月からは文京区と共同実施を開始。名称を「豊島文京(平日準夜間)こども救急」と変更した。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日(日曜日・祝日及び年末年始)に固定の診療施設において、豊島区休日・ 準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始には巣鴨地区に おいて輪番制診療所による診療事業も実施している。

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
	午前9時~ 午後10時	日曜・祝日 12月29日~ 1月4日	豊島区池袋休日診療所		・休 日 昭和55年 4月 1日
	午後5時~	土曜日	(東池袋4-42-16 池袋保健所1階)	池袋4-42-16 (3982)0198 ・休日準夜 昭和53年10月1	・休日準夜 昭和53年10月15日
内科					•休日昭和55年4月1日 •休日準夜昭和53年10月15日 •土曜日準夜平成3年4月6日
小児科	午前9時~ 午後5時	日曜·祝日 12月29日~ 1月4日	豊島区長崎休日診療所 (長崎2-27-18 長崎複合施設3階)	(3959) 3385	昭和58年 6月 5日
	午前9時~ 午後5時	年末年始 (12月31日 ~1月3日)	巣鴨地区(輪番制)		
歯 科	午前9時~ 午後5時	日曜・祝日 12月29日~ 1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 > (東池袋4-42-16 池袋保健所1階 あぜりあ歯科診療所内)	(5985) 5577	昭和54年 7月 1日

- (注1)準夜とは、午後5時~午後10時をいう。
- (注2)豊島区長崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所(長崎3-6-24)内から移転。
- (注3)豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所(西池袋3-22-16)及び豊島区雑司が谷休日診療所(雑司が谷3-1-7)を統合し、移転開設。
- (注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館(南大塚2-37-1)内より移転。
- (注5)豊島区長崎歯科休日応急診療所(長崎2-27-18、平成3年6月2日開始)は平成13年3月31日をもって廃止。
- (注6)豊島区巣鴨休日診療所(巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始) は平成17年3月31日をもって廃止。 年末年始の4日間のみ、輪番制(在宅当番医方式による診療)を行なっている。

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間 小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定を結んで実施。

令和元年10月より文京区と協定書を交わし、当事業を共同実施とした。関係団体は、豊島区、文京区、都立大塚病院、豊島区医師会、文京区医師会、小石川医師会の計6団体。事業内容に変更はない。 令和2年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電 話	開始時期
小児科	午後8時~ 午後11時	月曜〜金曜 (祝日及び 12月29日 〜1月4日 を除く)	豊島(平日準夜間) こども救急 都立大塚病院内 (南大塚 2-8-1 1 階救急外来診察室)	(3941) 3211	平成19年12月3日

[3] 休日調剤

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電 話	開始時期	
	午前9時~ 午後10時	日曜・祝日 12月29日~ 1月4日	池袋あうる薬局 (東池袋4-42-16	(3984) 7540	平成18年12月1日	
調剤	午後5時~ 午後10時	土曜日	池袋保健所1階)			
	午前9時~ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区 (輪番制)			

[4] 利用状況

(1) 休日診療(内科・小児科) 実績

(注) 年末年始在宅当番医方式による診療を含む。

			休日	昼	間			休日	1 準夜	土曜日準夜	
区分		診	療 所		在宅当番医 休			準	池	準	池
	休	池	長	合	診	受	目		袋		袋
	п				療	診	昼	夜	休日	夜	休日
	日				日	者	間へ		診		診
	数	袋	崎	計	数	数	合計	数	療所	数	療 所
年度	(日)	人	人	入	(日)	人	(人	》(日)	(人)	》(目)	(人)
							<u> </u>	1)	\bigcirc	I)	\bigcirc
27	73	2, 373	1,634	4,007	4	80	4, 087	73	909	51	514
28	73	2, 224	1,697	3, 921	4	101	4,022	73	1,007	50	542
29	73	2, 464	1,843	4, 307	4	77	4, 384	73	1, 160	49	670
30	74	2, 556	1, 704	4, 260	4	92	4, 352	74	1, 247	48	578
元	77(※)	2, 657	1, 755	4, 412	4	133	4, 545	76	1, 202	49	492

(※)池袋休日診療所の診療日数は、令和元年10月の池袋保健所移転時に1日休診したため、76日である。

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

		平日	準	夜
区分 年度	実施日数(日)	0~4 歳 (人)	5~15 歳 (人)	合 計 (人)
27	242	550	230	780
28	242	514	205	719
29	243	425	219	644
30	243	392	218	610
元	240	367	195	562

⁽注) 平成26~28年度の年齢区分は、0~5歳、6~15歳となる。

(3) 休日診療(歯科)実績(4) 休日調剤実績

(注) 長崎休日診療所における院内処方数を含む。

区分	休日	昼間	区分	(d	大 日	昼	間	休日 準夜	土曜 準夜	準 夜
	休	池	73	休	内	歯	合	内]	合
	日			日	科	科		科	Ļ	
年	数	袋	年	数	系	系	計	系		計
度	(田)	(人)	度	(田)	(人)	人	<u></u>	(人)	<u> </u>	計 (人)
27	73	447	27	73	3, 402	190	3, 592	1, 149	445	1, 594
28	73	419	28	73	3, 402	165	3, 567	1, 167	478	1, 645
29	73	372	29	73	3, 914	142	4, 056	1, 366	568	1, 934
30	74	321	30	74	3, 695	141	3, 836	1, 477	497	1, 974
元	77	354	元	76 (※)	3,600	116	3, 716	1, 434	419	1,853

^(※) 令和元年10月の池袋保健所移転時に1日調剤を中止したため、76日である。 なお、長崎休日診療所における休日数は77日である。

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急の通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を 委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」 としてホームページ及び電話にて24時間案内している。

連絡通報受理業務対象

• 感染症関係

• 精神保健関係

食中毒関係

- ・こう傷事故等動物関係
- ・ 予防接種による副反応関係
- ・光化学スモッグ関係
- 飲料水汚染事故関係
- 苦情関係
- ・その他異例事項